

論文の要旨

論文題目 中国近代女子教育における日本受容
氏名 韓 韓
学位 博士（文学）
授与年月日 平成26年3月25日

本論文は、20世紀初頭の中国の女子教育に注目し、その近代化過程における明治日本の女子教育の影響を検討するものである。具体的には、1907年清朝学部によって制定された近代中国最初の女子学校教育法令と明治期の女子教育法令との関係、清末民初期の女学校で使用された教科書と明治日本の女子用教科書との関係、女子手芸科目の導入と発展、そして民国初期の『婦女雑誌』（1915 - 1919）における日本家政知識の紹介というテーマに関して、多くの未発掘史料の分析・検討することによって、中国近代女子教育の成立期における明治日本の女子教育からの影響、すなわち日本モデルの存在とその意味を明らかにする。

近代中国では、アヘン戦争敗戦後に結んだ不平等条約が欧米諸国に学校創設の特権を与えたことによって民間で私立女学校が設立されるようになった。1844年に中国初の女学校寧波女塾が設立されて以来、キリスト教会や中国人資本家、教育家たちによって数多くの女学校が設けられた。しかし、清朝政府が正式に女子の学校教育を認めて制度化したのは、1907年の「女子小学堂章程」「女子師範学堂章程」発布によるものである。この二つの女子学校教育法令の発布が、清末の中国が明治日本の学制システムをモデルとする近代学校制度の導入と同じ時期であり、その制定において日本の教育法令から影響を受けたかどうか、受けたとすればそれはどのような影響であったのか。そして、清朝政府が教育近代化のために日本から取り入れたものには、教育制度のみならず日本の学校で使われていた多くの教科書も含まれていた。女子用教科書は、主に教育科目、家政・家事科目、手芸科目に集中している。本論文は、清末民初期の女子教育制度および教育内容と日本との関係を考察することによって、中国の近代女子教育が日本から受けた影響の実態を明らかにしようとするものである。

本論文は、冒頭で論述全体に関わる〈予備的考察〉を行い、その後、個別の考察対象として、女子用教育学教科書、家政・家事教科書、女子手芸科目、『婦女雑誌』に掲載された家政知識という四章に分けて論ずる。

〈予備的考察〉では、中国近代女子教育と日本の女子教育との影響関係を検証する出発点として、女子教育に関する法令の条文について比較・検討を行った。

具体的には、中国の最初の女子学校教育法令の一つである「女子小学堂章程」（1907年）

は、日本の文部省が明治 23 年（1890）10 月 7 日に公布した勅令第 215 号「小学校令」を基本的な参照対象としたほか、明治 24 年（1891）「小学校教則大綱」と明治 33 年（1900）「小学校令改正」をも参照して制定したことを考察した。そのもう一つの「女子師範学堂章程」（1907 年）の教科目およびその教授要旨は、日本明治期の「女子高等師範学校規程」（明治 30 年）・「高等女学校教授要目」（明治 36 年）・「女子師範学科の学科目」（明治 19 年）・「高等女学校令施行規則」（明治 34 年）を模倣して制定したことを考察した。清末の女子学校教育法令がモデルとしたのは、日本明治期の良妻賢母主義女子教育理念に基づく教育法令である。また、民国期に入ると、民国教育部が發布した新しい女子教育法令は、清末の教育法令を基礎にして修正を加えたものであった。本論文で取り上げる「教育科目」・「家政・家事科目」・「手芸科目」に関しては、基本的に大きな変更をせず、清末の規定のままに引き継がれていることを検討した。

第一章では、まず、日本の女子教育法令から導入された女子師範学堂の「教育科目」の教授のために、清朝学部が女子用教育学教科書の編纂に速やかに対応できず、日本の女子用教育教書を翻訳して使用していたことを考察した。そして、「女子師範学堂章程」の教育科目の教授要旨が、明治 36 年 3 月 9 日文部省訓令第 2 号の「高等女学校教授の教育科目要目」を参照して作成されたこと、また、日本から翻訳された女子師範学校用教育教科書は、「女子師範学堂章程」が規定した教育科目の教授要旨を満たすものであったことを考察した。さらに、中国語に翻訳されたそれらの教科書と原著を比較したうえで、中国に紹介された女子教育学の内容を詳しく分析した。中国に翻訳された明治期の教育学教科書は、女子の生理上、心理上の特性や、家庭教育、幼稚園教育、学校教育を実施するための理論と方法、そして、徳育・智育・体育・美育といった教育法を紹介する内容である。これらの翻訳教科書によって、近代中国の女子師範学校における教育理論が構築されたといえる。また、第一章で取り上げた六冊の女子教育学教科書は、女子を学校教育或いは家庭教育の担い手として育成するためのテキストであり、すなわち良妻賢母主義が求める子女を教育する役割を担うものでもあった。

第二章では、本章では、清末民初期に中国に翻訳・紹介された明治期の四種類の家政・家事教科書を中心に取り上げ、それぞれの日本語原著との比較分析を行い、その翻訳・出版における日本側の姿勢と意図及び中国側の受容・撰取の実態を明らかにした。

まず、近代日中の教育交流が盛んに行われた 20 世紀 10 年代に、明治日本の女子教育の重要な内容となった家政学の代表的なテキスト、中国に翻訳・紹介された下田歌子著『新選家政学』の四つの中国版を考察した。そして、下田著『新選家政学』が中国語に翻訳されたことによって、家政科目はほぼ半世紀にわたって近代中国の女子家庭教育及び学校教育の教授要旨とされたことを検討した。また、下田の同著および他の三種類の家政・家事教科書を取り上げ、これらの家政・家事教科書は、衛生・栄養・保健観念、育児方法、家族管理、経済観念、家庭看護法など近代的科学知識に裏付けられた家政運営の原理を伝授していることを考察した。

これらの教科書は、知識の記述のみならず、家政の運営を国家の視点から捉え、女性に国民としての自覚を持つよう促しており、女子教育の目標は、女性に男性の生産活動を支え次世代を育成する任務をまっとうさせることによって間接的な国民として養成することであった。つまり、家政・家事教科書の内容も、基本的に国策の良妻賢母主義に沿って展開されていることが明らかである。

具体的には、良き母としては育児や家庭教育の能力、良き妻として、一家の衣食住、衛生、健康、家計、看護、養老、交際に関する能力を求められたのである。このように、日本から翻訳された家政学の教科書は、知識の導入と共に、日本の良妻賢母の女子教育思想をも中国に紹介した。これらの翻訳教科書は、中国の実情に合わせて多少の改訳が行われたが、原著が紹介した近代科学に基づく家政知識のほぼすべてが中国に導入され、それによって良妻賢母が養成され、社会・国家の基盤としての家庭の運営が近代化を進める重要な役割を果たした。

また、中国語に翻訳された家政・家事教科書は、清末に康有為・梁啓超などの知識人が維新運動をきっかけに中国に紹介した良妻賢母主義思想の輸入ルートとは区別される、もう一つの近代日本良妻賢母主義の輸入ルートであったことを論じた。これらの教科書は、梁らが紹介した良妻賢母主義思想に内実を付与し、女子教育の方針とされた良妻賢母を実践する手本をも提供したのである。このように、近代国家の実現を目指した清国は、日本が提供した家政・家事教育の手本に従って、国家的見地に立つ女子教育の方向を定め、その内容まで日本と共有していたといえる。

第三章では、日本から導入された教科科目が中国の社会的土壌の中で如何なる発展を遂げたのか、という事例の一つとして手芸科目の発展実態を考察した。具体的には、清末と民国初期の女学校教育カリキュラムに組み込まれた手芸科目に注目し、明治の「高等女学校令施行規則」が規定した随意科目「編物・組糸・刺繍・造花」が中国に導入された経緯を考察したうえで、明治日本の女子教育における手芸科目と比較し、中国の女子手芸科目が発展不全の要因であった要因を論じた。

まず、清末の女子師範学堂および民国の女子中学校と女子師範学校のカリキュラムに組み込まれた手芸科目「編物・組糸・刺繍・造花」が、明治34年文部省発布の「高等女学校令施行規則」における随意科目の手芸内容の模倣であることが明らかになった。これは、富国強兵の方策を模索していた清末の教育視察者たちは、実業技能として教授された明治期の手芸が女性の職業と結びつき、国家の産業発展に貢献している状況を見聞き、またそれが伝統的な婦徳にも合致することを確認して、中国でもこれを実現するために意図的に中国の女子教育に組み込んだことを考察した。

しかし、中国に導入された手芸は、実用性がないものとして教育関係者から批判された。手芸が日本のような大きな発展を見せなかった理由の一つとしては、教育制度の導入に際し、日本の高等女学校では随意科目とされた手芸科目を裁縫や家事と同様の家政科目として取り入れたことが挙げられた。そして、日本における手芸は、女子教育の中で実業技能

という位置づけであったが、中国においては近代的産業の未発達で女子実業教育の社会的実利を妨げたため、実業教育としての手芸が成り立たなかったことを考察した。

日本では産業全体と女子実業教育の発展とが連動しており、手芸の中でも開化趣味に合った「編物」と「造花」が明治後期にはすでに女性の職業の一つとして成立していた。一方、中国では、原材料すら日本からの輸入に頼らなければならなかった「編物」と「造花」は、単なる装飾品・奢侈品として認識されるにとどまった。よって、近代女子教育に導入された手芸は、当時の社会状況と産業経済の未熟さによって、日本のような職業と結びついた実業として発展を遂げることができなかつたと論じた。

しかし、手芸科目の導入によって、清末および民国の教育者に、女子にも職業教育を施させる必要性を認識させ、それ以降の女子職業教育の発展の引き金となったと結論を付けた。

第四章では、民国初期に発刊された『婦女雑誌』が翻訳・掲載した日本の家政知識に焦点を当て、雑誌というメディアを通じた日本の良妻賢母教育受容の様相を明らかにしたとともに、その受容によって創出された中国近代主婦像を検証した。

創刊期（1915年 - 1919年）の『婦女雑誌』は、良妻賢母養成の編集方針を掲げ、中国の伝統的な文化との摩擦が少なく、なおかつ中国の実情に合致し、実用的価値の高い日本からの家政知識を大量に提供した。とりわけ集中的に取り上げられた家庭経済、児童教育と家庭観念という三つの分野の内容は、日本の女子教育理念である「良妻賢母」思想を中核としたもので、一部の伝統的徳目を引き継ぎつつ、それとは異なる新時代にふさわしい能力をも同時に求めていた。また、良妻賢母理念に基づいたこれらの内容によって、近代的な科学知識を提供するだけでなく、女性に家政の運営と改革の権限を与え、夫婦の精神的及び経済的平等、互いの尊重など近代市民社会の核家族的観念を植え付ける役割をも果たした。特に、家庭内における女性の役割を強調することによって女性を間接的に国家の一員として組み込もうとする言説と思想には、従来に求められた家内に限定された美德や規範とは異なる進歩的な一面があったことを論じた。このように、『婦女雑誌』の編集者は、近代化への抵抗を和らげるために中国従来規範との連続性を意識しながら、家政知識の提供によって日本の良妻賢母理念を中国に導入し、儒教規範の女徳を兼ね備えた上で、主婦として家政管理能力を通じて国家発展に貢献できる近代的な主婦像を提示したのである。

終章では、以上の四章の内容をまとめながら、日本の良妻賢母主義女子教育理念は、清末女子学校教育の現場で使用された日本の女子用教科書および民初期の女性向け雑誌の日本家政知識の紹介活動というルートを通して、近代中国女子教育に受容されたことを再確認した。そして、この教育理念は、清末・民国初期の中国女子教育成立のプロセスにおいて浸透していったが、清末民初期の知識人の翻訳と再編によって、より保守的、儒教的婦徳観に近づいた形で受容・摂取されたと結論を付けた。